

## 農業改革における慎重な議論と自己改革を基本とした支援を求める意見書

農業改革が必要であることは、多くの農業関係者、国民が認識している。農業従事者の高齢化や次代の後継者問題、遊休農地や耕作放棄地の増加など、農業をめぐる諸課題は山積みしており、今後、農業者の所得向上、地域農業の持続的な発展に向けて、関係者を始めとした積極的な取り組み・改善が必要なことは言を待たない。

しかしながら、これまで地域の農業・農村を維持し、また地域の重要なライフラインとして役割を担ってきたのが農業協同組合であることは紛れもない事実である。また、地域における新農政の推進や災害からの復興などにおいても、行政と一体となった取り組みを行っており、農業協同組合は組合員及び地域住民にとって欠かすことの出来ない存在となっている。

農業改革を実行するに当たっては、こうした経過や現状、地域の実態を踏まえ、十分な議論を尽くした改革を行っていくことが当然であり、民間組織である農協組織・事業の改革にあっては、組合員の意思決定に基づく自己改革を基本にしていくべきである。

しかし、今般の規制改革に係る議論の末、政府が6月24日に決定した「規制改革実施計画」、「農林水産業・地域の活力創造プラン改訂版」では、「農業協同組合」「農業委員会等」「農地を所有できる法人〈農業生産法人〉」の在り方に関して、セットで見直しを断行すると提示されている。

総合農協の解体とも言える改革は、地域にとって重大な影響を及ぼしかねず、政府においては、これまで農協組織が地域において果たしてきた役割、その背景にある組織理念・構成などを踏まえた慎重な議論を十分に行うことが極めて重要である。

その上で、農業改革に当たっての組織・事業の改革においては、組織自身における自己改革の加速化を促し、政府として農協の自己改革を後押しするような支援を行っていくことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。